

平野区行政連絡調整会議設置要綱

制 定 平成 25. 6. 1

最近改正 令和 8. 6. 1

(設置)

第 1 条 平野区における総合行政の推進に資するため、平野区行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 連絡調整会議は、区内の行政運営上連絡調整を要する具体的措置について協議する。

(組織)

第 3 条 連絡調整会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 区長は、会議を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第 4 条 連絡調整会議は、区長が必要と認めるときに、前条第 1 項に定める者を招集して行う。ただし、必要に応じて、関係者のみを招集して会議を行うことができる。

2 区長は、必要と認めるときは、連絡調整会議に関係部局の職員の出席を求めるものとする。

(庶務)

第 5 条 連絡調整会議の庶務は、平野区役所において処理する。

(施行の細目)

第 6 条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 26 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 8 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別 表

- (1) 平野区長（以下「区長」という。）
- (2) 平野警察署長
- (3) 平野消防署長
- (4) 財政局あべの市税事務所長
- (5) 福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター副所長
- (6) 健康局南東部生活衛生監視事務所長
- (7) こども青少年局南部こども相談センター所長
- (8) 環境局東南環境事業センター所長
- (9) 大阪広域環境施設組合平野工場長
- (10) 都市整備局平野住宅管理センター担当課長
- (11) 建設局南部方面管理事務所長
- (12) 建設局南部方面管理事務所管理課長
- (13) 建設局南部方面管理事務所平野工営所長
- (14) 建設局南部方面管理事務所長居公園事務所長
- (15) 水道局南部水道センター所長
- (16) 教育委員会事務局平野図書館長
- (17) 男女共同参画センター南部館館長
- (18) 大阪市立クラフトパーク館長
- (19) 大阪市コミュニティ協会平野区支部協議会事務局長
- (20) 平野区社会福祉協議会事務局長
- (21) 平野区民センター館長
- (22) その他、区長が必要と認める者